京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成21年京都府規則第37号）の一部改正

新旧対照表（第２条関係）

土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年環境庁告示第46号）						京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則						備考
改正前			改正後			現行			改正			
別表			別表			別表第１（第２条関係）			別表第１（第２条関係）			改正環境省告示に準じるよう規定
項目	環境上の条件	測定方法	項目	環境上の条件	測定方法	項目	基準値	測定方法	項目	基準値	測定方法	
カドミウム	検液１Ｌにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米１Ｋｇにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本産業規格Ｋ0102（以下「規格」という。）の55.2、55.3又は55.4に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年６月農林省令第47号に定める方法	カドミウム	検液１Ｌにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米１Ｋｇにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本産業規格（以下「規格」という。）Ｋ0102―３　14.3、14.4又は14.5に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年６月農林省令第47号に定める方法	カドミウム	検液１リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法	カドミウム	検液１リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。）Ｋ0102―３　14.3、14.4又は14.5に定める方法	
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表１に掲げる方法	全シアン	検液中に検出されないこと。	規格Ｋ0102―２　9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表１（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法	全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考の11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表１に掲げる方法	全シアン	検液中に検出されないこと。	規格Ｋ0102―２　9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表１（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法	
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年９月環境庁告示第64号付表１に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年９月環境庁告示第64号付表２に掲げる方法）	有機燐	検液中に検出されないこと。	規格Ｋ0102―４　7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはＥＰＮにあっては規格Ｋ0102-４　7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）	有機燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表１に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表２に掲げる方法）	有機燐	検液中に検出されないこと。	規格Ｋ0102―４　7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはＥＰＮにあっては規格Ｋ0102―４　7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）	
鉛	検液１Ｌにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法	鉛	検液１Ｌにつき0.01mg以下であること。	規格Ｋ0102―３　13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	鉛	検液１リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法	鉛	検液１リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格Ｋ0102―３　13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	
六価クロム	検液１Ｌにつき0.05mg以下であること。	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格65.2.6に定め	六価クロム	検液１Ｌにつき0.05mg以下であること。	規格Ｋ0102―３　24.3（24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2に定	六価クロム	検液１リットルにつき0.05ミリグラム以	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（規格65.2.6に定める方法に	六価クロム	検液１リットルにつき0.05ミリグラム以	規格Ｋ0102―３　24.3（24.3.7を除く。）に定める方法（24.3.2に定める	

		る方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格Ｋ0170―７の７のａ)又はｂ)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液１Ｌにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。)においては、土壌１Ｋｇにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年４月総理府令第31号に定める方法
（略）	（略）	（略）
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表３及び昭和49年９月環境庁告示第64号付表３に掲げる方法
（略）	（略）	（略）
ジクロロメタン	検液１Ｌにつき0.02mg以下であること。	日本産業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液１Ｌにつき0.002mg以下であること。	日本産業規格Ｋ0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
（略）	（略）	（略）
１，２―ジクロロエタン	検液１Ｌにつき0.004mg以下であること。	日本産業規格Ｋ0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
１，１―ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.1mg以下であること。	日本産業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
１，２―ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.04mg以下であること。	シス体にあっては日本産業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
１，１	検液１Ｌにつ	日本産業規格Ｋ0125の

		める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格Ｋ0170―７ ７のａ)又はｂ)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液１Ｌにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。)においては、土壌１Ｋｇにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格Ｋ0102―３ 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年４月総理府令第31号に定める方法
（略）	（略）	（略）
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表３及び昭和49年９月環境庁告示第64号付表１に掲げる方法
（略）	（略）	（略）
ジクロロメタン	検液１Ｌにつき0.02mg以下であること。	規格Ｋ0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液１Ｌにつき0.002mg以下であること。	規格Ｋ0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
（略）	（略）	（略）
１，２―ジクロロエタン	検液１Ｌにつき0.004mg以下であること。	規格Ｋ0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
１，１―ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.1mg以下であること。	規格Ｋ0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
１，２―ジクロロエチレン	検液１Ｌにつき0.04mg以下であること。	シス体にあっては規格Ｋ0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては規格Ｋ0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
１，１	検液１Ｌにつ	規格Ｋ0125 5.1、5.2、

	下	より塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のａ)又はｂ)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液１リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格61に定める方法
（略）	（略）	（略）
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表３及び昭和49年環境庁告示第64号付表３に掲げる方法
（略）	（略）	（略）
ジクロロメタン	検液１リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液１リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
（略）	（略）	（略）
１，２―ジクロロエタン	検液１リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
１，１―ジクロロエチレン	検液１リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
１，２―ジクロロエチレン	検液１リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあっては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
１，１，１―	検液１リットルにつき１ミ	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は

	下	方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格Ｋ0170―７ ７のａ)又はｂ)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液１リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格Ｋ0102―３ 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法
（略）	（略）	（略）
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表３及び環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）付表１に掲げる方法
（略）	（略）	（略）
ジクロロメタン	検液１リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格Ｋ0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液１リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格Ｋ0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
（略）	（略）	（略）
１，２―ジクロロエタン	検液１リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格Ｋ0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
１，１―ジクロロエチレン	検液１リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格Ｋ0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
１，２―ジクロロエチレン	検液１リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあっては規格Ｋ0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては規格Ｋ0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
１，１	検液１リット	規格Ｋ0125 5.1、5.2、

，1―トリクロロエタン	き1mg以下であること。	5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1，1，2―トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1，3―ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
（略）	（略）	（略）
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170―6の6図2注記の

，1―トリクロロエタン	き1mg以下であること。	5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1，1，2―トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	規格K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1，3―ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	規格K0125　5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
（略）	（略）	（略）
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0125　5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0102―3　26.2、26.3又は26.4に定める方法
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	規格K0102―2　5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170―6　6図2注記のアルミニウム溶液のラ

トリクロロエタン	リグラム以下	5.5に定める方法
1，1，2―トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1，3―ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
（略）	（略）	（略）
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1(規格34の備考の1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、燐(りん)酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日

，1―トリクロロエタン	ルにつき1ミリグラム以下	5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1，1，2―トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1，3―ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125　5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
（略）	（略）	（略）
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125　5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102―3　26.2、26.3又は26.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102―2　5.2及び5.3、5.2及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、燐(りん)酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを

		アルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1ｃ）（注⑵第３文及び規格34の備考１を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表７に掲げる方法
ほう素	検液１Ｌにつき１mg以下であること。	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
１，４―ジオキサン	検液１Ｌにつき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表８に掲げる方法

備考

１～４　（略）

５　１，２－ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

		インを追加する。）、5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び5.5又は5.2及び5.6に定める方法
ほう素	検液１Ｌにつき１mg以下であること。	規格Ｋ0102―３　5.2、5.5又は5.6に定める方法
１，４―ジオキサン	検液１Ｌにつき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表７に掲げる方法

備考

１～４　（略）

５　１，２－ジクロロエチレンの濃度は、規格Ｋ0125　5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格Ｋ0125　5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

		本産業規格Ｋ0170―６の６の図２の注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表７に掲げる方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質がいずれも共存しないことを確認しなかった試料を測定する場合にあっては、規格34.1.1ｃ）に定める操作（規格34.1.1ｃ）の注（２）の規定により蒸留が終わった後に留出液に硫酸を滴加する操作を行うこと及び規格34の備考の１に定める操作を除く。）を行うものとする。）
ほう素	検液１リットルにつき１ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
１，４―ジオキサン	検液１リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表８に掲げる方法

備考

１～３　（略）

４　１，２―ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度との和とする。

		用い、規格Ｋ0170―６　６の図２の注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）、5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び5.5又は5.2及び5.6に定める方法
ほう素	検液１リットルにつき１ミリグラム以下	規格Ｋ0102―３　5.2、5.5又は5.6に定める方法
１，４―ジオキサン	検液１リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表７に掲げる方法

備考

１～３　（略）

４　１，２―ジクロロエチレンの濃度は、規格Ｋ0125　5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格Ｋ0125　5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度との和とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。